



福岡医発第1737号(地)

平成25年10月16日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

医療施設における防火・防災安全体制の徹底及び点検について

10月11日未明に発生しました福岡市内の有床診療所の火災で死者10名、負傷者5名の人的被害が発生したことを受け、今般、日本医師会及び福岡県保健医療介護部より標記の件につきまして、別紙のとおり通知がありました。

つきましては、医療機関における防火・防災対策については、別添の「医療施設における防火・防災対策要綱の制定について」(昭和63年2月6日付健政発第56号厚生省健康政策局長通知)が通知され、防火・防災対策に取り組むこととなっていますが、特に下記事項に留意の上、医療機関における防火・防災対策の更なる徹底を図っていただきますよう、会員各位へ周知徹底方よろしくお願いいたします。

記

1. 医療施設の構造設備及び防火設備について

医療法、医療法施行規則、建築基準法関係法令及び消防法関係法令等の規定を遵守すること。

2. 休日、夜間における防火安全対策について

(1) 休日、夜間における火災は、職員の配置が稀薄となることから大災害となりやすいので、初期消火に努めるとともに、避難・誘導、搬送体制を中心として特に留意し対応すること。

(2) 夜間防火管理責任者を必ず配置し、火災時には職員等による非難誘導、消防機関へ通報等が確実になされる体制を確保すること。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

(地I147)

平成25年10月13日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

藤 川
鈴 木



医療施設における防火・防災安全体制の徹底及び点検について

今般、去る10月11日未明に福岡市博多区の有床診療所において火災が発生し、多数の入院患者等が死傷する事故が発生したことを受け、厚生労働省医政局指導課長より各都道府県（政令市）衛生主管部（局）長宛に標記の事務連絡がなされるとともに、本会に対してもその了知、周知方依頼がありました。

本事務連絡では、各医療機関が、消防法、医療法及び建築基準法の規定に基づく防火体制並びに火災発生時の消火・避難・通報体制の確保等の再点検を行い、防火・防災安全対策に万全を期すよう、各都道府県等に周知徹底を要請しております。

また、厚生労働省通知による「医療施設における防火・防災対策要綱」についても、必要な整理等を行った上で、今週中を目途に発出することを予定しているとのことであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療施設への周知につきご高配賜りますようお願い申し上げます。



事 務 連 絡

平成 25 年 10 月 11 日

日本医師会 御中

厚生労働省医政局指導課

医療施設における防火・防災安全体制の徹底及び点検について

標記について、別添のとおり各都道府県（政令市）衛生主管部（局）長あて送付しておりますので御了知いただくとともに、貴団体におかれましても、会員等に対して、医療施設における防火・防災対策を適切に行うよう適宜、周知いただくことをお願い申し上げます。

別 添

事 務 連 絡
平成 25 年 10 月 11 日

各都道府県（政令市）衛生主管部（局）長 御中

厚生労働省医政局指導課長

医療施設における防火・防災安全体制の徹底及び点検について

本日未明、福岡県福岡市博多区の有床診療所において火災が発生し、多数の入院患者等が死傷するという痛ましい事故が発生しました。

あらためて、医療施設における防火・防災安全対策に関して、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定に基づく防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等について再点検を行い、防火・防災安全対策に万全を期すよう、管内の医療施設に対して周知徹底をお願いします。

また、医療施設における防火・防災対策に関しては、「医療施設における防火・防災対策要綱の制定について」（昭和 63 年 2 月 6 日 健政発第 56 号）が発出されているところですので、対策に当たっての参考としてください。

なお、当該要綱については、必要な整理等を行った上で来週中を目途に発出することを予定している旨を申し添えます。

【照会先】

医政局 指導課

医療監視専門官 加藤

都竹（つづく）

電話 03-3595-2194

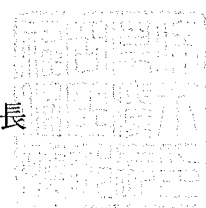
FAX 03-3503-8562

25医指第2802号
平成25年10月11日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
社団法人福岡県私設病院協会长
一般社団法人福岡県精神科病院協会长
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
社団法人福岡県助産師会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



医療機関における防火・防災対策の更なる徹底について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

10月11日未明に発生しました福岡市内の診療所の火災で死者10人、負傷者5名の人的被害が発生しました。

医療機関における防火・防災対策については、別添の「医療施設における防火・防災対策要綱の制定について」（昭和63年2月6日付健政発第56号厚生省健康政策局長通知）が通知され、防火・防災対策に取り組んでいただいているところですが、特に下記の事項に留意の上、医療機関における防火・防災対策の更なる徹底を図っていただきますよう、貴会会員に対して周知をお願いします。

記

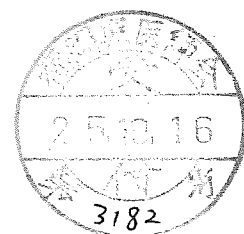
1 医療施設の構造設備及び防火設備について

医療法、医療法施行規則、建築基準法関係法令及び消防法関係法令等の規定を遵守すること。

2 休日、夜間における防火安全対策について

(1) 休日、夜間における火災は、職員の配置が稀薄となることから大災害となりやすいので、初期消火に努めるとともに、避難・誘導、搬送体制を中心として特に留意し対応すること。

(2) 夜間防火管理責任者を必ず配置し、火災時においては職員等による避難誘導、消防機関への通報等が確実になされる体制を確保すること。



消 防 予 第 3 9 8 号

平成25年10月11日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

病院・診療所等に係る防火対策の更なる徹底について

10月11日未明に発生した福岡県福岡市の病院の火災（別紙1参照）において死者10人、負傷者5人の人的被害が発生しました。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査を行っているところです。

今後、調査結果を踏まえて対応を検討し、必要な措置を要請する予定であります。当面は類似の火災の発生を防止するために、病院・診療所等の医療機関に対し、特に下記の事項に留意の上、防火安全対策の更なる徹底を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

記

1 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、関係部局と連携し、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。

2 夜間における応急体制の確保

火災時において職員等による避難誘導、通報等が確実になされる体制が確保されているか確認すること。

担当

消防庁予防課設備係 守谷、鈴木

消防庁予防課企画調整係 伊藤、齋藤

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

福岡市博多区整形外科火災の概要（第4報）

平成 25 年 10 月 11 日 12 時 00 分
総務省消防庁予防課

1 出火日時等

出火時刻：平成 25 年 10 月 11 日（確認中）

覚知時刻：平成 25 年 10 月 11 日 2 時 22 分

鎮圧時刻：平成 25 年 10 月 11 日 3 時 39 分

鎮火時刻：平成 25 年 10 月 11 日 4 時 56 分

2 建物概要等

建物名称：安部整形外科

敷地面積 290.85 m²、建築面積 203.59 m²、延べ面積 665.87 m²

住 所：福岡県福岡市博多区住吉五丁目 29-13

建物構造：RC 造・耐火構造、地上 4 階・地下 1 階建て

消防用設備等：消火器具、屋内消火栓設備（任意設置）、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯

防火管理の状況：防火管理者選任、消防計画作成及び避難訓練実施済み

※第 3 報において防火管理者未選任としていたものは、確認の結果
選任されていたことが判明

着工年月日：（確認中）

最終査察：平成 25 年 6 月 7 日

3 焼損程度

焼損面積 415 m²

4 死傷者等

死 者 10 名

負傷者 5 人（重症 4 人、中等症 1 人）

5 消防機関等の活動状況

(1) 消防本部等の対応

消防本部 34 台

消防団 3 台

(2) 消防庁の対応

10 月 11 日（金）3 時 40 分 福岡市消防局から第 1 報受領

消防庁予防課において予防課長を長とする災害対策室を設置し、情報収集を実施中

10 月 11 日（金）4 時 55 分 福岡市消防局へ確認済

10 月 11 日（金）5 時 18 分 福岡市消防局から第 2 報受領

10 月 11 日（金）6 時 18 分 福岡市消防局から第 3 報受領

10 月 11 日（金）7 時 40 分 福岡市消防局から第 4 報受領

10 月 11 日（金）8 時 00 分 現地調査のため消防庁職員 2 名及び消防研究センター職員 5 名を派遣（消防法第 35 条の 3 の 2 の規定に基づく消防庁長官の火災原因調査）

10 月 11 日（金）9 時 10 分 福岡市消防局から第 5 報受領

6 火災原因
調査中

【連絡先】
消防庁予防課
守谷、鈴木
電話 03-5253-7523
FAX 03-5253-7533

○医療施設における防火・防災対策要綱の制定について

(昭和六三年二月六日)

(健政発第五六号)

(各都道府県知事あて厚生省健康政策局長)

昨年六月東京都で発生した特別養護老人ホーム松寿園の火災の重要性にかんがみ、政府においても、関係省庁及び各関係団体等からなる「社会福祉施設等における防火安全対策検討委員会」を設置し、既に通知したとおり報告がまとめられ、この報告に基づき消防法施行令等の改正が行われた。

これを踏まえ医療施設について、これまでの関係通知と建築基準法令の改正部分を網羅し、新たに、別紙１のとおり「医療施設における防火・防災対策要綱」を制定したので、了知のうえ関係機関に対し周知し、消防機関及び建築部局と連係を図って指導されるようよろしく御配慮願いたい。

また、医療監視等で防火対策を重点的に点検・指導する場合には、医療監視要綱と併せて別紙２の調査表を活用願いたい。

なお、「医療施設における防火体制の強化について」(昭和四八年四月一三日医発第三六一号各都道府県知事あて厚生省医務局長通知)、「医療施設における火災防止対策の強化について」(昭和四八年一二月一五日医発第三五五号各都道府県知事あて厚生省医務局長通知)、「医療施設における火災防止対策の強化について」(昭和四九年一月三〇日医発第九六号各都道府県知事あて厚生省医務局長通知)、「医療施設における火災防止対策の強化について」(昭和五二年二月二二日医発第一一九号各都道府県知事あて厚生省医務局長通知)及び「医療施設における防火防災体制の強化について」(昭和五九年二月二三日医発第一三〇号各都道府県知事あて厚生省医務局長、公衆衛生局長通知)については、廃止する。

おつて、この通知については、消防庁及び建設省住宅局と協議済であるので念のため申し添える。

別紙 1

医療施設における防火・防災対策要綱

第一 目的

医療施設の防火・防災安全対策は、患者を入院させている等施設に特有な事情を考慮し、特に人命尊重の見地から行う必要がある。このため、この対策要綱を制定する。

第二 火災予防対策

一 管理者の責任

- 1 医療施設の管理者は、火災発生の防止につき、最善の措置を講ずるように努めること。
特に、職員に対しては、火気の取扱いその他火災防止に関する指導監督に努め、職員の過失により火災が発生することのないよう職員の職務規律の徹底を期すこと。
- 2 医療施設の管理者は、施設・設備の不備により火災の発生又は拡大することのないよう建築基準法、消防法及び医療法並びに関係政省令に規定する防火関係規定を遵守すること。
- 3 医療施設の管理者は、消防計画(消防法第八条)及び必要に応じて建築物等の維持保全に関する計画等(建築基準法第八条第二項)を定め、医療施設の採るべき具体的な手段、組織等を明確にしておくこと。

二 火気取扱いの注意

- 1 火気の手扱いについては、職員のみならず患者・付添人に対しても注意を喚起し、火災発生の未然防止に努めること。
特に、失火防止のためにも病室内での喫煙を禁止し、特定の喫煙場所を設定すること。
また、着火原因とならないよう、病室等での放射型又は自然対流型石油ストーブ等については、順次強制排気型等に変更していくこと。
- 2 火気を使用する場所での火災発生を未然に防止するよう努めると同時に、出火原因の主要なものの一つに放火が上げられていることから、廊下・階段等に可燃物を放置する等のことのないようにすること。

三 火元責任者

各部門に火元責任者を配置し、火災の予防に努めること。

第三 消防計画・防火訓練等

一 防火管理者

必要な資格を有し、防火管理者の責務を果たし得る管理的又は監督的地位にある者を選任すること。(消防法施行令第三、四条)

また、防火管理者が医療施設に不在のときは予めその指名する者をもつて防火管理の事務を行わせること。

二 消防計画に定める事項

消防計画に定めるべき事項は、次を標準とすること。

- 1 火災が発生した場合の通報連絡、初期消火に関する体制及び対応方法に関する事項
- 2 患者の避難・誘導、搬送に関する事項
特に、自力避難が困難な患者の日常的な把握と搬送体制に関する事項
- 3 夜間の避難・誘導、搬送に関する事項
- 4 その他消防法施行規則第三条に規定する事項

三 防火訓練及び避難訓練の実施

- 1 年間二回以上防火訓練を実施し、消防機関への早期通報、屋内消火栓等の消防設備の使用方法について職員に身につけさせること。
- 2 年間二回以上避難訓練を実施し、特に自力避難が困難な患者に不安がないようにしておくこと。
- 3 2のうち一回は夜間に実施するよう努めること。

四 患者・付添人への教育

消防機関及び建築部局の協力を得て火災の対応策を記載したパンフレットを入院時に配布する等の方法により、特に自力避難のできる患者・付添人に対し、避難方法、避難経路、避難器具の使用方法等について十分教示しておくこと。

五 院内職員宿舎

医療施設の敷地内又は近隣に職員宿舎の設置を推進するとともに、非常時の応援体制を確立しておくこと。

六 消防機関等との連絡

- 1 防火情報等の把握と緊急出動の迅速化のため消防機関との定期的な連絡体制を確保しておくこと。
- 2 火災時の患者の一時収容と応急手当が可能なよう地域の医療機関との間で緊急時連絡体制を確保しておくこと。
- 3 地域住民の協力が得られるよう日常的に関係を密にしておくこと。

第四 建築物の防火上の構造等

医療施設の構造設備については、医療法及び医療法施行規則のほか、建築基準法令及び消防法令による規制を受けている。これらの法令により設置義務があるものの整備はもちろんのこと、建築基準法は一般的には既存建築物については適用しないこととされているが、著しく保安上危険である建築物について、特定行政庁(都道府県又は市町村の建築部局)から違反是正命令を受けた場合は猶予期間内に是正すること。

なお、施設設備の改善に要する経費の調達については、その一部に、公的医療機関にあつては特別地方債の起債又は年金福祉事業団の融資、私的医療機関にあつては社会福祉・医療事業団の融資を活用することができる。

医療法及び建築基準法関係規定の建築物に関する規定の主なものは次のとおりである。

なお、建築基準法関係規定は、改正の施行日により整備すべき基準が相違するので留意すること。

- 1 三階以上の建築物は耐火建築物とし、二階の部分が三〇〇 m² 以上で、かつ、その部分に患者の収容施設を有する建築物は耐火建築物又は簡易耐火建築物とすること。(建築基準法第二十七条)
地階に病室を設ける場合にあつては、前面にからぼり等があり、衛生上支障を生じることがないこと。(建築基準法第三〇条)
- 2 耐火建築物又は簡易耐火建築物等は一定の面積以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で防火区画に区分すること。(建築基準法施行令第一一二条第一項から第三項、同条第五項)
- 3 防火地域又は準防火地域内にある建築物は、それぞれ建築基準法に規定する構造とすること。(建築基準法第六一条から同法第六六条)
- 4 建築物の内装を防火上支障のないようにすること。(建築基準法第三五条の二)
- 5 吹抜きとなつている部分、階段の部分、ダクトスペースの部分その他たて穴になつている部分は、その他の部分と耐火構造の床もしくは壁又は防火戸で区画すること。(建築基準法施行令第一一二条第九項)
- 6 防火戸は、随時閉鎖することができ、火災による煙の発生又は温度上昇により自動的に閉鎖できる構造とすること。(建築基準法施行令第一一二条第一四項)
- 7 給水管、配電管その他の管が防火区画を貫通する場合には、そのすき間を完全に埋めもどしすること。(建築基準法施行令第一一二条第一五項)
- 8 換気、暖房又は冷房の設備の風道が防火区画を貫通する場合には、貫通部分又は近接する部分に防火上有効にダンパーを設けること。(建築基準法施行令第一一二条第一六項)
- 9 避難階段から屋外への出口等非常用の出口は、原則として屋内から鍵を用いることなく解錠できるものとし、見やすい場所に解錠方法を表示すること。(建築基準法施行令一二五条の二)
- 10 建築物の高さが三 m 以下の部分にある三階以上の階には、非常用進入口を設けること。ただし、非常用のエレベーターを設置する場合はこの限りでない。(建築基準法施行令一二六条の六)
- 11 医療施設の敷地内に避難上及び消火上必要な通路を設けること。(建築基準法施行令一二七条から一二八条の二)
- 12 診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとすること。(医療法施行規則一六条第一項)
- 13 避難・誘導、搬送活動及び消火活動を円滑に行うことができるようにするためバルコニーを設置することが望ましい。
- 14 車椅子等による避難を円滑に行うため床の段差・傾斜、溝、てすり等の改造、工作物の設置等を行うことが望ましい。
- 15 病室は、地階又は三階以上の階には設けないこと。ただし、主要構造部を耐火構

造とする場合は三階以上に設けることができる。(医療法施行規則第一六条第二項)

- 16 二階以上の階に病室を有するものにあつては、患者の使用する屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、患者の使用するエレベーター又は、当該階が一定面積以下の場合は一とすることができる。(医療法施行規則第一六条第八項)

その場合、いずれの場所からも二方向に避難経路が確保できる構造とすること。

- 17 三階以上の階に病室を有するものにあつては、避難に支障のないよう避難階段を二以上設けること。(医療法施行規則第一六条第一〇項)

第五 防火設備の整備と点検

医療施設の防火設備については、医療法及び医療法施行規則のほか、消防法関係法令及び建築基準法関係法令による規制を受けており、特に消防法に規定する防火設備等の改正については、既存の建築物に対してもそ及適用することが原則とされているので、これらの法令により設置義務があるものの整備に努めること。基準以下の場合でも、関係行政機関が指導したものについては、緊急度を勘案して段階的、計画的に自主整備に努めることが望ましい。

防火設備の点検については、非常時に使用できないことがないように常時点検をしておくこと。

医療法及び消防法関係規定等の防火設備に関する規定の主なものは次のとおりである。

- 1 延べ面積が三〇〇 m² 以上の建築物には、非常電源を付置した自動火災報知設備を設けること。(消防法施行令第二条)
- 2 押しボタン操作等により消防機関に通報することのできる非常警報装置を設置することが望ましい。また、設置に当たっては消防機関とあらかじめ協議すること。
- 3 一定の構造の建築物で延べ面積が三〇〇 m² 以上のもの及び契約電流容量が五〇 A を超える建築物には、漏電火災警報器を設けること。(消防法施行令第二二条)
- 4 地階の床面積の合計が一〇〇〇 m² 以上の建築物の当該階には、ガス漏れ火災報知設備を設けること。(消防法施行令第二条の二)
- 5 次の基準に該当する場合には、スプリンクラー設備を設置すること。但し、既存の建築物及び特定の部屋等については、代替措置等によることができる。(消防法施行令第一二条)
 - (1) 延面積が三〇〇〇 m² 以上の建築物
 - (2) 四階以上一階以下の階で当該階の床面積が一五〇〇 m² 以上の階
 - (3) 地階及び無窓階で当該階の床面積が一〇〇〇 m² 以上の階
 - (4) 一階以上の建築物
- 6 次の基準に該当する場合には、屋内消火栓を設置すること。(消防法施行令第一一条)
 - (1) 延面積が二一〇〇 m² 以上の耐火建築物であつて内装制限しているもの
 - (2) 延面積が一四〇〇 m² 以上の簡易耐火建築物であつて内装制限しているもの又は耐火建築物
 - (3) 延面積が七〇〇 m² 以上のその他の建築物

- 7 延べ面積が五〇〇 m² を超える建築物については、排煙設備を設置すること。(建築基準法施行令第一二六条の二)
- 8 非常用の照明装置を設置すること。(建築基準法施行令第一二六条の四)
- 9 カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等は防災性能を有するものとする。(消防法第八条の三)
- 10 寝具類、寝衣類については、防災性能を有するものとするのが望ましいこと。
- 11 二階以上の階に病室を有するものにあつては、すべり台、避難橋、救助袋等法令に規定されているものから、医療施設の入院患者等に即した所定の避難器具を設置すること。(消防法施行令第二五条)
- 12 非常ベル、放送設備(消防法施行令第二四条)、誘導灯・誘導標識(消防法施行令第二六条)、その他の消防設備を設置すること。
- 13 消火、避難・誘導、搬送のため携帯用マイク、懐中電灯、防煙マスク、担架、車椅子等を備えること。
また、入院する患者の症状等に対応して、閃光型警報装置、点滅型又は誘導音装置付誘導灯等を設置することが望ましい。
- 14 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。(医療法施行規則第一六条第一項第一六号)

第六 消防機関への早期通報、初期消火

- 一 火災が発生した場合は、消防機関への早期通報は、極めて重要であるので、非常通報装置を整備している医療施設も含め、平素から消防機関への通報の方法及び機器の点検について全職員に周知させるとともに、防火訓練の実施を通じて消防機関への早期通報の習慣を身に付けさせること。
- 二 自動火災報知設備が、作動したことを確認した場合は、誤作動を疑うのではなく、火災を想定し、直ちに火元を確認すること。非常通報装置が設置されている施設で自動火災報知設備が誤作動の場合は、その旨消防機関に通報すること。
- 三 火災の場合は、避難等の関係者への連絡と同時に屋内消火栓等を使用して初期消火に努めること。

第七 避難・誘導、搬送体制

一 日常の患者の実態把握

火災等の非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容態等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立しておくこと。

二 重症患者等への配慮

- 1 重症患者、老人、乳幼児等で自力では避難することが困難な患者は、できる限り低い階に収容することとし、止むを得ず高い階に収容する場合には非常時に際しどの職員がどのような避難経路や方法により患者を避難救出するかを消防計画で明確に定めておくなど特別の配慮をすること。
- 2 また、看護婦詰所に隣接した場所や避難・誘導、搬送の容易な場所に収容するな

ど特別の配慮をすること。

三 避難・誘導、搬送要領

- 1 別記「避難・誘導、搬送の要領」を参考に計画を立て、避難訓練を実施すること。
- 2 避難器具の設置場所と使用方法を患者及び職員に対し周知すること。

四 応急体制

火災時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておくこと。

第八 特殊な建築物の対策

一 木造老朽施設の改善

木造建築物で火災予防の見地から消防機関等より改築改善等を要すると指導を受けた施設は、可能な限り早期に耐火構造に改築すること。

二 高層建築物の安全対策

- 1 高層建築物の防火対策は、特に防火区画に依存することとなるので、その性能について職員や患者に周知しておくこと。
- 2 高層階に患者を収容している病院については、他の医療施設に比し避難・誘導、搬送が困難であるが、併せて、火災により発生する煙により特に避難・誘導、搬送が困難となるので、防煙対策にも特別に留意し避難・誘導、搬送体制を組むこと。

第九 精神病院等の安全対策

精神・結核・らい・老人病院で医療法に定める従業員の定数が特例で認められている医療施設にあつては、他の医療施設以上に防火体制を整備し避難・誘導、搬送に支障のないようにしておくこと。

一 精神病院

- 1 閉鎖病棟又は保護室に収容している患者の喫煙については、指定の場所において病院職員の管理の下に行い、マッチ、ライター等の発火器具を患者が所持することのないようにすること。
- 2 閉鎖病棟又は保護室については、当該病棟の(室)の鍵の管理者が常時至近の場所に居り非常時には容易に解除できるようにしておくこと。

二 老人病院

痴呆性老人等の患者の喫煙については、指定の場所において病院職員の管理の下に行い、マッチ、ライター等の発火器具を患者が所持することのないようにすること。

第一〇 休日、夜間における防火安全対策

一 留意事項

休日、夜間における火災は、職員の配置が稀薄となること等からその対応如何によつては死亡事故を含む大災害となり易いので、初期消火に努めるとともに、避難・誘導、搬送体制を中心として特に留意し対応すること。

二 夜間防火管理責任者の配置と事務引継ぎの徹底

夜間防火管理責任者(防火管理者が不在の場合の代行者)を必ず配置し、防火管理者との事務引継ぎを徹底すること。

三 夜間巡視の励行

夜間患者等の不在となる外来部門等も含め定期的に夜間巡視を行うこと。

四 各室の施錠

放火等を防止するため夜間使用しない室については、施錠を励行すること。

第一一 その他

一 一斉点検への協力

消防機関又は建築部局、衛生部局が防火体制の一斉点検を行う場合はそれに協力すること。

二 危険物の保安体制、引火性の医薬品等の使用

医療用の高圧酸素等の危険物や引火性の医薬品等医療施設で使用するこれらの物品等については、特に安全管理体制に留意すること。

三 改築中の防火管理、火気の監視

医療施設の改築中は、防火設備、避難設備等を常に点検するとともに、建築業者の火気使用を厳重に監視すること。

第一二 火災以外の防災対策

一 医療施設の防災対策の特殊性

医療施設の防災対策は、二次災害である火災の予防も含め、避難・誘導、搬送等の基本は、防火対策と同様であり十分留意すること。

同時に、医療施設は、災害に際しては地域の被災者の医療救護活動や収容等について災害救助法等に基づき積極的に対応する責務を負っており、その使命が達せられるように日常的に地域の行政機関や医師会等と緊密な連絡をとっておくこと。

別記

避難・誘導、搬送の要領

- 1 入院患者に出火場所を知らせる。
- 2 出火場所の最も近い部屋、階から避難・誘導、搬送を開始する。
- 3 誘導は、老幼婦女子を優先させる。急ぎ足で避難させる。
- 4 重症者その他の自力で避難が困難な者はストレッチャー、車椅子、毛布等で搬送する。
- 5 誘導の際、火煙が迫るときは、ほうようにし、ハンカチ、手拭で鼻口をおおわせる。
ときには屋内消火栓の水で援護注水する。
- 6 避難・誘導、搬送に際してはエレベーターを使わない。
- 7 火点階層の下方にある者は屋内階段等により誘導、搬送する。
- 8 火点階層の者はまず出火点から離れた方向の避難階段又は避難器具の設置場所に誘導、
搬送し、下方へ脱出させる。
火点直近の屋内階段や避難器具の設置場所に誘導、搬送してはならない。
- 9 火点上階層の者は、避難階段周辺に火煙がなく、下方へ容易に避難できるときは下方
に誘導、搬送する。下方に誘導、搬送が困難なときは屋上又は避難器具の設置場所に誘
導、搬送し、下方へ脱出させる。
- 10 屋上に誘導、搬送した者は、屋上の屋外階段や避難器具を利用して、地上に降下させ
る。
- 11 避難・誘導の際には、混乱を生じないように注意し、常に大声ではつきりと指揮・命
令する。
- 12 避難するときには、屋内でスリッパを履かせない。
- 13 入院患者が、いったん避難したのち、再び物を取りに戻るようなことを制止する。
- 14 防火戸の閉鎖に際しては、火点付近に残留者がいないかどうか十分確認する。
- 15 廊下の電灯は、できる限り多く点灯する。
- 16 火災により停電することを考慮し、懐中電灯を携帯する。
- 17 避難・誘導、搬送をしたのちは、直ちに人員の確認を行う。